

岩手県監査委員告示第44号

監査結果の公表（平成26年岩手県監査委員告示第60号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年9月8日

岩手県監査委員 柳 村 岩 見  
岩手県監査委員 喜 多 正 敏  
岩手県監査委員 吉 田 政 司  
岩手県監査委員 工 藤 洋 子

1 監査対象機関名 社会福祉法人大洋会

2 監査実施日

(1) 予備監査実施日 平成26年9月10日

(2) 本監査実施日 平成26年11月4日

3 監査結果の公表の日 平成26年12月2日

4 留意改善を要する事項及び措置内容

| 留意改善を要する事項                                    | 措置内容  |
|---|---|
| 備品の購入に当たり、勘定科目を誤っていたものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。 | 勘定科目を誤っていたものについては、勘定科目の訂正及び備品台帳への登録を行った。<br>今後は、適正な勘定科目の設定について、周知を図り、再発防止に努めることとした。 |